

内閣府本府合理的根拠政策立案（E B P M）推進チームについて

令和2年8月1日改正
事務次官決定

内閣府本府合理的根拠政策立案（E B P M）推進チーム（以下「推進チーム」という。）の組織等について、次のとおり定める。

- 1 推進チームは、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）に基づき内閣府本府の所掌事務に関して行う合理的な根拠に基づく政策立案（E B P M）の推進に必要な事務を行う。
- 2 推進チームの構成員は、次のとおりとする。
チーム長：大臣官房政策立案総括審議官
チーム員：大臣官房人事課長
同 会計課長
同 企画調整課長
同 企画調整課合理的根拠政策立案推進室長
同 政策評価広報課長
経済社会総合研究所総務部長
- 3 推進チームは、チームの事務を遂行するに当たって、必要に応じ、関係する部局等の協力を得るものとする。
- 4 推進チームに係る事務の取りまとめその他推進チームの庶務に関することは、大臣官房企画調整課合理的根拠政策立案推進室において行う。
- 5 その他推進チームの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。